

## 議第46号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、平成24年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。(第2条関係)

区 分		平成23年度	平成24年度	増減
小 学 校	校長および教員	4,740人	4,717人	△23人
	養護教員	250人	250人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	64人	66人	2人
	事務職員	255人	254人	△1人
	計	5,309人	5,287人	△22人
中 学 校	校長および教員	2,697人	2,738人	41人
	養護教員	101人	104人	3人
	栄養教諭および学校栄養職員	11人	11人	0人
	事務職員	118人	119人	1人
	計	2,927人	2,972人	45人
計	校長および教員	7,437人	7,455人	18人
	養護教員	351人	354人	3人
	栄養教諭および学校栄養職員	75人	77人	2人
	事務職員	373人	373人	0人
	計	8,236人	8,259人	23人

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例 新旧対照表

旧	新																																										
<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。</p> <p>第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。</p> <p>第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長および教員</td> <td style="text-align: center;">4,740人</td> <td style="text-align: center;">2,697人</td> </tr> <tr> <td>養護教員</td> <td style="text-align: center;">250人</td> <td style="text-align: center;">101人</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭および学校栄養職員</td> <td style="text-align: center;">64人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td style="text-align: center;">255人</td> <td style="text-align: center;">118人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">5,309人</td> <td style="text-align: center;">2,927人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8,236人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	小学校	中学校	校長および教員	4,740人	2,697人	養護教員	250人	101人	栄養教諭および学校栄養職員	64人	11人	事務職員	255人	118人	計	5,309人	2,927人	合計	8,236人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長および教員</td> <td style="text-align: center;">4,717人</td> <td style="text-align: center;">2,738人</td> </tr> <tr> <td>養護教員</td> <td style="text-align: center;">250人</td> <td style="text-align: center;">104人</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭および学校栄養職員</td> <td style="text-align: center;">66人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td style="text-align: center;">254人</td> <td style="text-align: center;">119人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">5,287人</td> <td style="text-align: center;">2,972人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8,259人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	小学校	中学校	校長および教員	4,717人	2,738人	養護教員	250人	104人	栄養教諭および学校栄養職員	66人	11人	事務職員	254人	119人	計	5,287人	2,972人	合計	8,259人	
区分	小学校	中学校																																									
校長および教員	4,740人	2,697人																																									
養護教員	250人	101人																																									
栄養教諭および学校栄養職員	64人	11人																																									
事務職員	255人	118人																																									
計	5,309人	2,927人																																									
合計	8,236人																																										
区分	小学校	中学校																																									
校長および教員	4,717人	2,738人																																									
養護教員	250人	104人																																									
栄養教諭および学校栄養職員	66人	11人																																									
事務職員	254人	119人																																									
計	5,287人	2,972人																																									
合計	8,259人																																										
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。</p>																																										
付則 省略	付則 省略																																										